

令和7・8年度

定時登録申請(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)認定予定内容について(表示内容のご案内)

<表示順について>

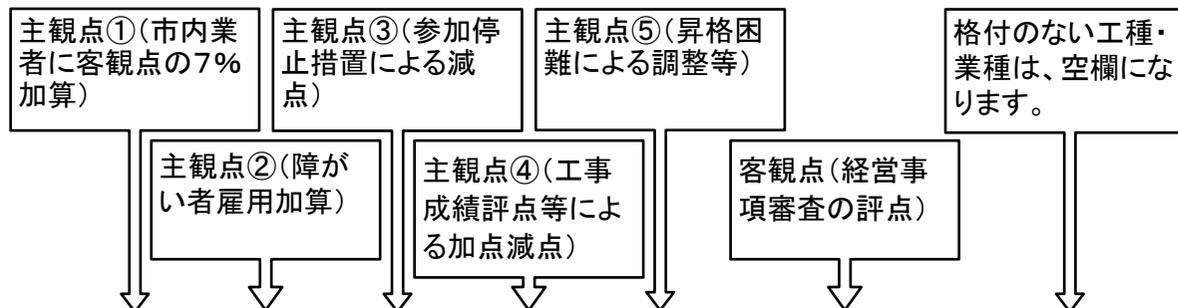
並び順は「仮受付番号」順です。エクセルのフィルタ機能やファイル内検索機能等で自社の内容を表示させて、内容を確認して下さい。

<審査について>

札幌市では、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領及び同運用指針に基づき審査を行っています。

等級の格付等については、「経営規模等審査基準(工事)」、「建設業者の合併等に係る支援策について」及び「経営事項等審査基準(建設関連サービス)」に基づいて行っています。

等級の格付は、「土木・下水道・舗装・造園・建築・電気・管」の7工種及び「測量業、建築設計・監理業、土木設計・監理業」の3業種のみ行っています。



仮受付番号	資格者番号	商号	中分類	主観 点①	主観 点②	主観 点③	主観 点④	主観 点⑤	主観 点計	客観 点	総合 点	等級	令和5・6 年度等級	
KT000XXXXX	XXXX	〇〇建設(株)	土木	55	10	-10	70	-18	107	792	899	B	B	
			測量業								180		B	B
			道路維持除雪											

- ・主観点① ～ 経営規模審査基準(工事)第2項第1号に基づく評点
 - ・主観点② ～ 同基準第2項第9号に基づく評点
 - ・主観点③ ～ 同基準第2項第15号に基づく評点
 - ・主観点④ ～ 同基準第2項第2号から第8号及び第10号から第14号に基づく評点
 - ・主観点⑤ ～ 同基準第2項第16号及び第17号に基づく評点並びに合併支援策による加算点
 - ・客観点 ～ 同基準第1項に基づく評点
- (以上、工事についてのみ)
- ・建設関連サービスには主観点、客観点の区分はありません。総合点のみ記載しております。
 - ・道路維持除雪は点数化しておりません。

※ 正式な審査結果の確定後、「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成26年9月30日閣議決定)」に基づく一覧表を別途公表します。

経営規模等審査基準（工事）

1 客観的評定点

この評点は、建設業者の経営力、技術力などから工事の施工能力を総合的に判定するものであり、建設業法第27条の23の規定に基づく「経営に関する客観的事項の審査」の方法により、次の算出式により算出する。

ただし、評定に当たって、X1にあつては、別表3に掲げる各工種に対応する許可を受けた建設業（以下「建設業」という。）に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算するものとし、また、Zにあつては、建設業に係る建設工事の種類別の年間平均元請完成工事高及び技術職員数によって得られた評点のうち、最も高いものを当該工種の年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点とする。

$$\text{客観的評定点} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

※ 小数点以下は四捨五入。

X1 = 工種別年間平均完成工事高の評点

X2 = 自己資本額及び利益額の評点

Y = 経営状況の評点

Z = 工種別年間平均元請完成工事高及び技術職員数の評点

W = その他の審査項目（社会性等）の評点

2 主観的評定点

- (1) 札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を加点する。
- (2) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去5年度の間にしゅん功した、申請工種に係る設計金額500万円以上の工事の工事成績評点の平均を取り（小数点以下は四捨五入。）、これから65点を差し引いた点数に応じ、当該工種の客観的評定点に下表の割合を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入。）を当該工種に加点又は減点する。

（工事成績評点—65）		加算割合
15以上		4.5%
10以上	15未満	3.0%
5以上	10未満	1.5%
—5を超え	5未満	0%
—10を超え	—5以下	—1.5%
—15を超え	—10以下	—3.0%
—15以下		—4.5%

- (3) サッポロQMSを取得している者には、5点を加点する。
- (4) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市建設局造園工事優秀施工業者表彰、札幌市建設局土木部所管工事優秀施工業者表彰、札幌市下水道河川局工事安全管理優秀業者表彰、札幌市下水道河川局工事優秀施工業者表彰、札幌市都市局優良工事施工業者表彰、札幌市交通局優秀工事施工業者表彰、本市の優良指定給水装置工事事業者表彰及び札幌市水道局優秀工事施工業者表彰の受賞実績について、受賞対象の工種に対し、受賞1回につき20点を加点する。

- (5) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（道路維持除雪業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し、受賞1回につき10点を加点する。
- (6) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおける、札幌市除雪業務委託等優秀受託者表彰（民活型雪堆積場管理業務）の受賞実績について、土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し、受賞1回につき5点を加点する。ただし、上記(5)における、表彰の受賞実績がある年度の実績については、加点しないものとする。
- (7) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおいて、本市の道路維持除雪業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し20点を加点する。
- (8) 札幌市競争入札参加資格審査（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の申請を行う名簿年度に係る定時申請受付期間の属する年度の前年度から起算して過去2年度それぞれにおいて、本市の民活型雪堆積場管理業務に従事した実績がある場合、従事回数によらず、従事した年度につき土木、下水道、舗装、造園の4工種に対し5点を加点する。ただし、従事した年度に、上記(7)の従事実績がある場合は、加点しないものとする。
- (9) 障がい者の雇用を促進する者で、次の一に該当する者には、10点を加点する。
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づき、障害者雇用状況の報告義務のある者のうち、障がいのある方を雇用する割合が政令で定める障害者雇用率以上の者。
 - イ 障害者雇用促進法上、障害者雇用状況の報告義務のない者で、1人以上の障害者を雇用している者。
- (10) 札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し、災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者には、5点を加点する。
- (11) 札幌市社会福祉協議会が実施する福祉除雪に協力している者には、5点を加算する。
- (12) 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を受けている者で、下記ア、イのいずれかに該当する者には、5点を加算する。
- ア 常時雇用する労働者が101人以上で、札幌市の認証がステップ3先進取組企業認証である者。
 - イ 常時雇用する労働者が100人以下で、札幌市の認証がステップ2行動計画策定企業認証又はステップ3先進取組企業認証である者。
- (13) 札幌SDGs登録企業として承認を受けている者には、5点を加点する。
- (14) 札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者には、5点を加点する。
- (15) 資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日の属する月の前月から起算して過去2年間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）第1条第1項の規定により別表第2第1号から第4号及び第8号の措置要件に係る参加停止を実際に受けた実停止月数（その月数に1月に満たない端数があるときは、15日以上の場合は切り上げ、15日未満の場合

は切り捨てる。)に10点を乗じて得た点数を減点する。

(16) 格付等級に相応する施工能力を確保するため、新たにA1、A2又はAに格付けられる者で、次の一に該当する者は、1つ下位の等級に格付けるため、1つ下位の等級の上限値に至るまで減点する。なお、減点した結果、新たにA2に格付けられる者となり、再度Aに該当するときは、Bの等級に格付けるため、Bの上限値に至るまで減点する。

ア 過去5年間に施工した申請工種に係る元請工事1件当たりの最高金額が、一般競争入札参加資格のガイドライン(平成15年9月18日財政局管財部長決裁)別表1の当該工種及び等級に対応する下限金額に達しない者。

イ 格付等級に相応する施工能力を確保することが困難であると特に認められる者(ただし、Aにより下位等級に格付けされる場合を除く)。

(17) 急激な格付の変動を防ぐため、継続して登録している者が2等級下位の等級に変動する場合に、1等級の変動に留めるため、1等級下位の等級の下限値に至るまで加点する。ただし、本項第15号の規定による減点を受けた者については、この限りではない。

建設業者の合併等に係る支援策について

平成16年3月24日財政局理事決裁

平成24年10月1日一部改正

企業の体質強化等を目的とした建設業者の合併等について、札幌市の中小企業の育成を図るため競争入札参加資格において積極的に支援することが必要であると考え、競争入札参加資格（工事）を有する建設業者の合併等に係る支援策として、資格審査等の取扱いを次のとおり定めるものとする。

1 用語の定義について

- (1) 合併存続会社 合併によりその一方が存続した場合における存続会社をいう。
- (2) 合併新設会社 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社をいう。
- (3) 合併消滅会社 合併により消滅した会社をいう。
- (4) 客観的評定点 経営事項審査結果に基づき、登録工種毎に算出した点数をいう。
- (5) 総合点 客観的評定点に主観的評定点を加算した点数で、等級の格付を行う点数をいう。
- (6) 審査基準日 ア 合併届を受理した日をいう。
イ 合併届を受理した日より後の定時登録等の入札参加資格申請においては、当該登録の参加資格の有効期間の初日をいう。

2 競争入札参加資格審査について

- (1) 合併存続会社及び合併消滅会社（以下「合併当事者」という。）が次の各号のすべてに該当する場合、資格審査を行う登録工種の客観的評定点の15%を総合点に加算する。
 - ア 合併当事者のすべてが市内業者（建設業許可における主たる営業所が札幌市）であること
 - イ 合併契約書の合併日から審査基準日までの期間が5年以内であること
 - ウ 合併当事者のすべてが合併日において、連続して2年以上本市競争入札参加資格者（工事）（以下「参加資格者」という。）であること
 - エ 合併当事者のすべてが合併日において、登録工種を有すること又は当該登録工種を有していない場合であっても、当該登録工種を有するための資格要件（建設業許可及び経営事項審査通知書で当該登録工種総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていること）を満たしていることと認められること
 - オ 入札参加資格申請時又は合併届提出時に申請書（別紙）により上記加算を希望する者であること
- (2) (1)の加算を行った登録工種の総合点に基づき、等級格付の審査を行った結果、上位等級となる場合において、上位等級を希望しない者の総合点は、加算前の格付等級の最高点とする。また、格付等級が2等級上位となる場合において、上位等級を希望する者の格付等級は直近上位等級とし、総合点は当該等級の最高点とする。

3 競争入札の参加について

合併存続会社又は合併新設会社が上記2の参加資格審査において、総合点の調整を行い格付等級が上位と認められる登録工種について、次の入札方式による競争入札で、直近下位の格付等級（総合点の調整を行う前の格付等級）に参加することができる。

- ア 制限付一般競争入札
- イ 公募型指名競争入札
- ウ ア、イ以外の受注意欲を反映した競争入札

4 事業（営業）譲渡の取扱いについて

前2項は、参加資格者が合併と同等と認められる事業（営業）の全部譲渡を行った場合についても適用する。

5 適用日

この取扱いは、平成24年10月1日から適用する。

ただし、適用日以前に合併届を受理したものの取扱いについては、なお従前の例による。

経営事項等審査基準（建設関連サービス）

【建設関連サービス業（別表3の2 大分類 建設関連サービス業 中分類 1、3及び4に限る。）】
下記の算出式によって企業評価点を算出する。

$$\text{企業評価点} = 3 \times (a) + (b) + 5 \times (c) + (d)$$

(a)	直前2年度の取扱業種別年間平均実績高による換算点
(b)	自己資本額による換算点
(c)	有資格者の数による換算点
(d)	営業年数による換算点

1 直前2年度の取扱業種別年間平均実績高（配点 30点）

区 分		換 算 点
	1億円未満	10
1億円以上	5億円未満	15
5億円以上	10億円未満	20
10億円以上	20億円未満	25
20億円以上		30

2 経営規模及び経営状況（配点90点）

(1) 自己資本額

（配点30点）

区分		換算点	自己資本額		
			10	20	30
直前2年度の取扱業種別年間平均実績高	1億円未満	200万円未満	200万円以上 400万円未満	400万円以上	
	1億円以上 5億円未満	800万円未満	800万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上	
	5億円以上 10億円未満	2,000万円未満	2,000万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上	
	10億円以上 20億円未満	6,000万円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上	
	20億円以上	1億5,000万円未満	1億5,000万円以上 2億円未満	2億円以上	

(2) 有資格者の数及び営業年数

（配点各30点）

換算点	10	15	20	25	30
営業年数	5年未満	5年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満	35年以上
有資格者合計数値	0～14	15～39	40～64	65～109	110～

※ 有資格者の数の合計数値は次表（有資格者合計配点表）の算出方法による。

有資格者合計配点表

有資格者数合計数値は、各資格の有資格者数×各資格の配点（2又は5）の総計

資格名	業種名	測 量	建築設計 ・ 監理業	土木設計 ・ 監理業
一級建築士		-	5	-
二級建築士		-	2	-
建築積算資格者		-	2	-
一級土木施工管理技士		-	-	2
測量士		5	-	-
測量士補		2	-	-
環境計量士		-	-	2
技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質）		-	-	5
技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質以外の特定科目）		-	-	5
技術士_建設部門（土質及び基礎）		-	-	5
技術士_建設部門（土質及び基礎を除く）		-	-	5
技術士_農業部門		-	-	5
技術士_森林部門		-	-	5
技術士_水産部門		-	-	5
技術士_電気電子部門		-	-	5
技術士_上下水道部門		-	-	5
技術士_機械部門		-	-	5
技術士_情報工学部門		-	-	5
技術士_応用理学部門		-	-	5
第一種電気主任技術者		-	-	2
伝送交換主任技術者		-	-	2
線路主任技術者		-	-	2
A P E Cエンジニア		-	-	5
R C C M		-	-	2
畑地かんがい技士		-	-	2

工種別等級区分表

(工事)

等級 工種	A		B	C
	A1	A2		
土 木	1100以上	1099以下 900以上	899以下 750以上	749以下
下水道	1000以上	999以下 850以上	849以下 700以上	699以下
舗 装	850以上		849以下	
造 園	850以上		849以下 750以上	749以下
建 築	900以上		899以下 700以上	699以下
電 気	900以上		899以下 750以上	749以下
管	800以上		799以下	

工事等級別発注標準金額一覧表

工種 等級	土 木	下 水 道	舗 装	造 園	建 築	電 気	管
A 1	8,000 万円 以上	8,000 万円 以上	3,000 万円 以上	1,500 万円 以上	8,000 万円 以上	2,100 万円 以上	1,200 万円 以上
A 2	25,000 万円 未満 3,000 万円 以上	25,000 万円 未満 3,000 万円 以上					
B	7,000 万円 未満 500 万円 以上	7,000 万円 未満 500 万円 以上	4,000 万円 未満	3,000 万円 未満 500 万円 以上	15,000 万円 未満 1,000 万円 以上	6,000 万円 未満 500 万円 以上	6,000 万円 未満
C	2,500 万円 未満	2,500 万円 未満		1,000 万円 未満	7,000 万円 未満	2,000 万円 未満	

等級区分表 (建設関連サービス)

【建設関連サービス業 (別表3の2 大分類 建設関連サービス業 中分類 1、3及び4に限る。)]

業 種	等 級	審 査 数 値
測 量 業	A	200点以上
	B	160点以上
		200点未満
C	160点未満	
建築設計 ・監理業	A	140点以上
	B	140点未満
土木設計 ・監理業	A	200点以上
	B	200点未満

(総配点300点)